

仙台市文化財保護条例の一部改正について

1 改正の理由

「文化財保護法」の改正に伴い教育委員会が文化財保護審議会に諮問しなければならない場合を追加するとともに、指定有形文化財等の所有者等がその所在の場所の変更に係る届出義務を負わない場合を定める等のもの

2 改正の概要

- (1) 教育委員会は、文部科学大臣に対し、仙台市登録有形文化財等を国の登録有形文化財等として登録することを提案するときは、あらかじめ、仙台市文化財保護審議会に諮問しなければならないこととするもの
- (2) 仙台市登録無形文化財及び仙台市登録無形民俗文化財について、文部科学大臣が国の登録無形文化財又は登録無形民俗文化財として登録したときは、当該仙台市登録無形文化財又は仙台市登録無形民俗文化財の登録を取り消されたものとするもの
- (3) 仙台市指定有形文化財等の所有者等は、国の機関、地方公共団体又は博物館若しくは博物館相当施設の設置者が主催する展覧会その他の催しへの出品のために当該仙台市指定有形文化財等の所在の場所を変更しようとする場合は、その所在の場所の変更に係る届出義務を負わないこととするもの
- (4) 規定整備
(例) (現 行) 登録 → (改正後) 文化財に関する登録簿に登録

3 施行日

令和4年4月1日

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法及び文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するものうち、本市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>第二章 仙台市文化財保護審議会</p> <p>第四条 法第九十条の規定に基づき、委員会に仙台市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる措置を採ろうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 仙台市指定有形文化財の指定又はその解除</p> <p>二 仙台市指定無形文化財の指定又はその解除</p> <p>三 仙台市指定有形民俗文化財又は仙台市指定無形民俗文化財の指定又はその解除</p> <p>四 仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物の指定又はその解除</p> <p>五 仙台市登録文化財</p> <hr/> <p>【新設】</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し特に重要な事項として委員会が定める事項</p> <p>3～7 略</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第十条 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項及び第三項の規定に基づき、法及び文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号。以下「県条例」という。）の規定による指定又は登録を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するものうち、本市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>第二章 仙台市文化財保護審議会</p> <p>第四条 法第九十条の規定に基づき、委員会に仙台市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる措置を採ろうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 仙台市指定有形文化財の指定又はその解除</p> <p>二 仙台市指定無形文化財の指定又はその解除</p> <p>三 仙台市指定有形民俗文化財又は仙台市指定無形民俗文化財の指定又はその解除</p> <p>四 仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物の指定又はその解除</p> <p>五 仙台市登録有形文化財、仙台市登録無形文化財、仙台市登録有形民俗文化財、仙台市登録無形民俗文化財又は仙台市登録史跡、仙台市登録名勝若しくは仙台市登録天然記念物の登録又はその取消し</p> <p>六 法第百八十二条の二第一項の規定による提案</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し特に重要な事項として委員会が定める事項</p> <p>3～7 略</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第十条 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が主催する展覧会その他の催しへの出品のために当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 国の機関</p> <p>二 地方公共団体</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設の設置者（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>(指定)</p> <p>第二十七条 委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第九十条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第三十二条第一項の規定により宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、本市にとって重要なものを仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物（以下「指定記念物」と総称する。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(解除)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 指定記念物について法第九十条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったときは又は県条例第三十二条第一項の規</p>
<p>の登録又はその取消し</p> <p>【新設】</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し特に重要な事項として委員会が定める事項</p> <p>3～7 略</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第十条 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第二十七条 委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第九十条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第三十条第一項の規定により宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、本市にとって重要なものを仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物（以下「指定記念物」と総称する。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(解除)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 指定記念物について法第九十条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったときは又は県条例第三十条第一項の規</p>	<p>この限りでない。</p> <p>一 国の機関</p> <p>二 地方公共団体</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設の設置者（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>(指定)</p> <p>第二十七条 委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第九十条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第三十二条第一項の規定により宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、本市にとって重要なものを仙台市指定史跡、仙台市指定名勝又は仙台市指定天然記念物（以下「指定記念物」と総称する。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(解除)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 指定記念物について法第九十条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったときは又は県条例第三十二条第一項の規</p>

定による宮城県指定史跡、宮城県指定名勝若しくは宮城県指定天然記念物の指定があったときは、当該指定記念物の指定は、解除されたものとする。

3 略

(登録)

第三十一条 委員会は、本市の区域内に存する文化財（法の規定により指定され、又は登録されたもの及び県条例又はこの条例の規定により指定されたものを除く。）のうち特に保存が望ましいものを仙台市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な措置を講ずることができる。

2 登録文化財

の種別は、次のとおりとする。

一～五 略

3～5 略

(登録の取消し)

第三十二条 登録文化財の登録の取消しには、第六条第一項から第四項まで、第十八条、第二十三条及び第二十八条の規定を準用する。

2 登録文化財について、法第五十七条第一項

一、法第九十条第一項 若しくは法第三百三十二条第一項の規定による登録又はこの条例の規定による指定があったときは、当該登録文化財の登録は取り消されたものとする。

3 前項の場合には、第六条第四項、第十八条第五項、第二十三条第三項及び第四項並びに第二十八条第三項の規定を準用する。

定による宮城県指定史跡、宮城県指定名勝若しくは宮城県指定天然記念物の指定があったときは、当該指定記念物の指定は、解除されたものとする。

3 略

(登録)

第三十一条 委員会は、本市の区域内に存する文化財（法の規定により指定され、又は登録されたもの及び県条例又はこの条例の規定により指定されたものを除く。）のうち特に保存が望ましいものを文化財に関する登録簿に登録する

ことができる。

2 前項の規定により登録された文化財（以下「登録文化財」という。）

の種別は、次のとおりとする。

一～五 略

3～5 略

(登録の取消し)

第三十二条 登録文化財の登録の取消しには、第六条第一項から第四項まで、第十八条、第二十三条及び第二十八条の規定を準用する。

2 登録文化財について、法第五十七条第一項、法第七十六条の七第二

項、法第九十条第一項、法第九十条の五第一項若しくは法第三百三十二条第一項の規定による登録又はこの条例の規定による指定があったときは、当該登録文化財の登録は取り消されたものとする。

3 前項の場合には、第六条第四項、第十八条第五項、第二十三条第三項及び第四項並びに第二十八条第三項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

文化財保護法の一部を改正する法律の概要

趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

概要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

(1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できる**こととする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12関係】
- ・ 登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】
（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

(2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) **無形文化財と基本的に同様**の制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

(3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日

※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

2. 地方登録制度の新設

(1) 概要

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその**区域内に存するものうち**、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できる**こととする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると思料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案できる**こととする。【第182条の2関係】

(2) 施行期日

- 令和4年4月1日

文化財保護制度の概要

文化財の種類	指 定 強い規制と手厚い保護措置		登 録 幅広く緩やかな保護措置	
	国	市	国	市
有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○	○	○（独自） →○（法に基づく）
有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○	○	○（独自） →○（法に基づく）
無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	○	× →新設	○（独自） →○（法に基づく）
無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能 等	○	○	× →新設	○（独自） →○（法に基づく）
記念物 史跡、名勝、天然記念物	○	○	○	○（独自） →○（法に基づく）

※○印…制度がある、×印…制度がない